

哲學研究

第百三十五號

第十二卷
第六冊

戒律より見たる佛教の道德思想(承前)

松本文三郎

三

現存する佛教戒律の書には、先づ戒律の由つて生じた因縁事實を述べ、次にその戒律の條文を挙げ、更らに其字句の解釋をなし、尙ほ具體的の場合に就いて如何に此條文を適用すべきかを説く。戒律の由つて生じた因縁譚は果して悉く佛時代に於ける歴史的事實であつたか否も多少疑問とせらるべきであらうが、しかし兎に角何等か戒律の制定せらるゝに至つた事實がなくてはならない筈であるから、多少後世の増補修飾があつたとしても先づ大體斯かる事實があつたものと認めて差支なからう。而してこれは戒律制定の精神を見るに於て最も重要なものである。字句の

解釋以下は勿論主として後世佛弟子の次第に附加増益する所であつたと考へられる。が假令ひ之が佛時代からのものでないとしても、一度び制定せられた條文を如何様に解釋し、又具體の場合に當り如何に之を判決すべきかは、僧團に於て早くから其必要を感じたことであるに相違ないのであるから、これは古來僧團に於ける慣習とも見るべきであらう。而して人類の行爲に對する道德的批判の元理は、最も能く此に認め得らるゝのみならず、此以外に於ては、假令へ多少の此等問題に觸るゝ所ありとしても、到底斯く明瞭に之を知り得ないのである。此點からして戒律の解釋は吾人の最も興味を感ずる所である。今此には此等二三の例に就き戒律の述ぶる所を説き、而る後佛敎に於ける道德的批判の元理に説及ぶことゝする。

佛敎の(小乘)戒律は前にも述べた如く、身口の業にのみ關するものではあるが、他方には佛敎は本來意業に重きを措いたものであるから、戒律の適用に當つても單にその結果だけに就いては其罪過の輕重を論せないのは當然である。唯此に問題となるのは其意志と結果とが如何なる關係を以て批判の標準となるかといふにある。今先づ盜戒に就いてその一例を示さう。

一般に佛敎で盜と稱するのは「與えられざる物を取る」ことをいふ。これは勿論惡

事であり、最も重大なる罪過の一と考へられ、若し之を犯せば僧侶の資格を失ひ、佛道修行に堪えざるものとなし、之を派門(波羅夷)の極刑に處するのである。但已想、同意、暫用、知無主、狂、心亂、病壞心の七種の場合には、之を犯しても罪なしとなす。已想とは已に與えられたものと誤り考へたのであり、狂、心亂、病壞心は何れも其當時、心の作用が錯亂して是れ正邪の辨を失つたものをいふ。之を判じて無罪とする所を以て見れば、形式上明らかに罪を犯したもので、故意にあらざるもの若くは無識的の行爲は、總べて罪過を構成せざるものとなしたことは疑ない。即ち明らかに盜の意志がなければ、罪とはならぬのである。従つて之が爲めに如何に大なる損失災害が他人若くは社會に生じても、それは少しも顧慮せられないのである。

次に盜心あつて物を奪ふのは勿論有罪であるが、更らに其盜取つた事物の大小によつて罪過の輕重を判することゝなつて居る。即ちその物が重物であれば波羅夷即ち派門なり僧團の極刑を科するが、若し輕物であるならば、之を偷蘭遮 (Stulthya) 齋過と稱し、未遂罪と同様に處罰するのである。而して所謂輕物とは五錢以下の物品と解釋し、これは當時の法律に従つて定めたものといはれて居る。即ち重物(貴重品)を盗んだ時は他人に迷惑や損害を與ふること大であるが、輕物なれば左程の迷惑

を與へないので、此區別を立てたことは明らかである。即ち結果の如何は佛教道德に於ても大に顧慮せられたことは疑ないが、如何に輕物でも盜心あつて之を取つたものに對しては、未遂と同様派門には至らぬが、僧團内では可なり重い罪と認められて居ることは吾人の注意を要する所である。

已遂の場合は前述の如くであるが、未遂の場合には又諸種の考慮すべき點がある。盜心あつても撰擇の時、即ち考へつゝあつて未だ實行に入らざる場合は、前にも一言した如く偷蘭遮を以て之を罰する。が、例へば牆内の物品を外より盜まんとする時、一度之を擧げ將さに牆外に出でんとするに當り、不幸にして再び舊處に墮したとすれば、是れは尙ほ未遂ではあるが、已遂に準じて波羅夷とする、若し單に之を近くに引寄せただけで、まだ牆を出る迄に至らなかつた時には、其罪は輕く撰擇の時に準じ偷蘭遮を以て之を罰する。即ち前の場合には不幸にして舊處に墮ちたとはいふものゝ、殆んど已遂に近いので之を重く罰し、後のは已遂には尙ほ大なる隔あるによつて之を輕く處罰したのであらう。之と同様のことは諸種の具體的事例によつて明示せられて居る。例へば今人あつて壺底の物を盜まんとし、之を擧げその口に近づけば、波羅夷口に近づき再び轉落するも亦之と同じく波羅夷とするが如くである。

これは何れも未遂であるが、殆んど已遂と相近いからである。又例へば野鳥あつて重物を噛み遁れ去るとする、此時一比丘あつて盗心を以て此鳥を奪ふ如きは之を波羅夷罪とはせず、偷蘭遮を以て罰する、若し又其鳥の來るを途に俟つ時は、最も輕き突吉羅(Duskrīta)惡作、普通不注意から生じた非行に科する制裁、單に訓誡の類を以て之處する。思ふに野鳥に奪はれたものも盗心を以て取れば、是れは波羅夷に相當すべきであるが、之を偷蘭遮となす所以のものは、一度び野鳥に奪はるれば、彼は何處に飛去るかも判らず、舊主がその物品を取回すことは困難にして、殆んど望ないものと見て差支ない、だからこれは無主物と其性質上殆んど相近いのである。だから盗心を以て之を奪つても罪一等を減じ偷蘭遮に處するのであらう。又之を途に俟つ時は未遂であるから、更らに一等を減じ最輕罪を以て之を罰したに相違ない。若し又有主の鳥重物を奪去り、比丘盜心を以て此鳥を奪つた場合には、前とは其事情を異にし、其罪重くして波羅夷を以て之を罰し、若し此鳥を途中に俟つて捕へんとすれば、偷蘭遮とする、これはいふ迄もなく有主の鳥ならば、一度飛去つても亦再び其飼主の處に還來るべき望があるから、此點に於て前の場合と大に異なるものがあり、従つて之を罰すること亦何れも一等の重を加へたのである。更らに又有主の鳥重物を奪去り、

更らに野鳥の爲めに之を奪はれ、比丘盜心を以て此野鳥を捕へた場合は偷蘭遮、此鳥を俟つ時は突吉羅とする、何れも始めより野鳥に奪はれた時と同様軽く處罰するのである、これも其理由は前述する所によつて明瞭である。

以上略述した所によりて佛敎僧團に於ける道德的批判の狀件は、約次の如きものであることが判る。

(一)意志の有無(故意と過失、無意識的と亂壞心)。

(二)結果の大小(重物と輕物)即ち他人に與ふる損害の多少。

(三)已遂と未遂。

(四)而して自己に對する利害は一切考慮せられぬ。

此四種の狀件は何れの事件にありても均しく見る所であるが、尙ほ此には殺生の場合に就いて一言し、前掲四種狀件の此にも明らかに認め得らるゝことを證して置かう。

佛敎にあつては殺意を有し、他の生命を奪ふ時は假令ひ加害者自から手を下すも、或は被害者自身をして命を奪はしむるも、又第三者をして害せしむるも、何れも均しく波羅夷の極刑を科するは言ふまでもないが、自身を殺す場合も亦之と同様である。

故らに生物を殺すといふ點に於ては、自他何等異なる所ないからである。若し現存する戒律の書に説ける因縁譚をして果して信すべしとすれば、佛敎に於ける殺生戒なるものは、寧ろ自殺から起來つたものゝやうである。思ふに苟くも僧團に入つて宗敎的修養をなさんと志すものにあつては、俗世間でも容易に爲さざる殺人の大罪を敢てする如きは有るべからざることである。此點から考ふれば僧團の殺生戒は自殺から他殺に及び、更らに一層其範圍を擴張して一切生物にまで及んだのではなからうか。其起源の何れにありとしても、自殺し了つたものにあつては、其制裁を受くべきもの既に消滅して居るのであるから、之に對し如何なる制裁を科するとしても、實際には何等の効果ないものゝやうにも考へられるが、自殺未遂の場合には制裁を受くるのであるから、已遂の場合にあつても其行爲に對し批判を受くるのは當然である。元來戒律は一定の行爲に對する處罰を主要なる目的とするのではなく、其本人若くは他人をして再び斯かる行爲をなさざらしむるのが本意であるから、自殺の場合の如きも其本人は既に此世に消滅しても、其行爲自體を批判して他をして其例に倣はざらしむることが必要であるのである。尙ほ此に注意すべきことがある。元來自殺に於ては、害者が被害者と一體となつたのであるが、之と殆んど相似て居る

のは被害者が加害者に對し同意を與へた場合である。で佛教では之も他殺と同様に波羅夷の極刑を以て之を罰する。要するに故意の殺人已遂は其對手の他たると自たりと、同意を與へたると否とに關せず、皆之を同一視したものである。

故殺未遂の場合は如何といふに、此には二種の相違がある。未遂の爲め即死はしなかつたが當時受けた傷害によつて其後死した場合には唯時間の遲速があるだけで、均しく其傷害によつて死を招かしたのであるから、固よりこれも波羅夷と斷ずる。若し負傷はしても之によつて後日に至るまで死を招來せなかつた場合には、生命に關せぬから罪一等を減し偷蘭遮を以て之を罰するのである。此に於ても其結果の大小によつて處罰を異にするを見るべきである。

過失殺生の場合に就いては、又大に吾人の注意を要するものがある。例之へば今人あつて他人を殺さんが爲め疎を作り、而して之が爲め目的の人は死せずして、畜生死したりとせば、是れは本來目的とする所ではないのみならず其死するものは人類よりも劣等なる畜類である、で罪一等を減じて偷蘭遮を以て之を罰する。しかし其動機は殺人にあつたのであるから、幸ひに畜生の死に止まつたけれども、甚だ危険の多いものであるから、割合に重い制裁を與へるのである。若し又畜生を殺さんと欲

して諒を作り、畜生死すどすれば、これは前の如く過失ではなく目的とする所の結果が生じたので、故意の殺生ではあるが、其罪は前の過まつて畜類を殺した場合よりも尙ほ一層軽く波逸提 (Prayaschitta) 墮法と稱し、麤過よりも一層軽く、突吉羅の惡作よりは重い罪過であるを以て處罰する。而して此場合畜生死せずして人死すとせば、結果は前よりも一層重大であるに關はず單に微罪として突吉羅に處するのみである。これは一見甚だ奇怪の如くであるが、思ふに畜生を殺す目的の爲めに諒を作つたのは殺人を目的とした場合に比しては、其動機に於て幾分輕減せらるべきである。だからその目的とする畜生が死しても尙ほ偷爾遮を以てするには至らぬ。人之が爲めに死する場合は、これは全く過失であつて、本來目的とする所でないのだから、人を殺した結果のみから見れば重大であるが、動機既に軽く、而してその結果は過失によるものであるから、一層軽く罰し、突吉羅を以て之に科するに至つたのである。之によつて見ても結果も動機も共に之を考慮して制裁を定むるが、しかし結果の如何よりも寧ろ其動機に於て重きを措けるものたるを推測し得るのである。

又若し前記の諒が何等一定の目的の爲に(或は人を殺すとか、或は動物を殺すといふが如き特定のもの)作られず、而も如何なるものが來ても、皆之が爲め死すべき性質の

ものであり、而して人が之により死すれば、是れは波羅夷の罪をなす。特に人を目的とはせぬが、人も亦之に墮すべきものであるから、故意殺人に準ずるのは當然である。而して畜生の死した場合には波逸提で、前の故意に動物を殺さんとして之を死せしめたに準ずるのである。而して何物も之が爲め死せずとすれば、結果からいへば無害であるが、涼其物が甚だしく危険性を帯びたものであるから、決して無罪とはせず、突吉羅を以て之を罰するのである。是れによつて觀ても其殺さんとするものゝ人類なるか動物たるかによつて罪の輕重が相異し、已遂と未遂とに於けるが如く、故殺と過失との間にも明らかに區別が立てられ、前記四種状態の如何が常に批判の標準となつて居ることが判る。

尙ほ序にいふが、墮胎致死の場合に於ても、母を殺さんとする目的を以て墮胎せしめ、若し母死すれば勿論波羅夷であるが、母は死せずして胎兒が死した時は、同じく人類を殺したのであるが、是れは過失によつて死したのであるから罪一等を減じ、偷蘭遮を以て之を罰する、而して母兒共に死した場合には二罪併せ犯したことゝなるが、その中の重きにより波羅夷とするのは前述へ來つた標準によつて容易に之を推測し得らるゝのである。之と同じく自殺教唆の場合に於ても、教唆の爲め其教唆せら

れたもの死すれば波羅夷の罪を構成するのは云ふまでもない。が教唆せられても彼は其教唆に従はず、従つて彼死せなかつたとすれば、結果からは無害であるが、偷蘭遮なる頗る重い罪過となす、其意志既に惡にして甚しく危険性を帯びて居るからである。又一度他に自殺を教唆しても、後自から其非を知り、自殺を止めたりとする、従つて彼亦死せなかつたといふ場合には、如何に之を處するかといふに、戒律では斯かる場合にも偷蘭遮を以て之を罰することゝなつて居る。教唆者は既に前非を悔改め、自殺を止め、従つて被教唆者も自殺せず、何等の異状の生ぜざるに、尙ほ偷蘭遮を以て之を斷ずるのは稍酷に過ぐるやうにも考へられるが、元來教唆そのことが非常に危険性を帯び、後之を止めたとはいふものゝ、若し彼被教唆者が直ちにその言によつて自殺したとすれば、故意殺人となるのであるから斯く處罰したものであらう。

其他戒律の書には諸種の具體的の場合を假想し、其條文適用の標準を示してあるが、何れも前述する所の四種諸件によつて容易に之を類推し得るのである。而して佛教の道德に於て、如何なる元理によつて行爲の是非を判定したかは、前記諸例によつて最も明瞭に之を認め得ることゝ思ふ。

四

小乘戒律に於ける道德的批判の元理は前節説ける所に於て略之を知り得たと信するが、最後に比較の爲め大乘戒律に就いて一言して置くことは、寧ろ佛敎全體に就いての思想の變遷を知るに便利であらうかと思ふ。

均しく大乘戒律と稱しても此には諸種の別があり、敎義學派の異なるに従ひ多少相違する所あるのであるが、其中最も普通に、又最も廣く行はれたのは梵網戒と瑜伽戒との二種に出でない。梵網戒は瑜伽戒よりも以前に成立し、これは純然たる反小乘的のものであり、小乗の一切煩瑣なる條文を排し、大乘學徒の理想を列擧したのである。此にあつては意業のみに重きを措き、「外道惡人の佛戒を諦る時は三百の鋒を以て心を刺すが如き思をなし、寧ろ地獄に入ること百劫ならんも、一たびも惡言を聞くことを用ゐざれ、況んや自から佛戒を破るをや」といひ、(梵網經卷下、第十戒)如何なる處、如何なる時、將た如何なる人にあつても、此等の戒は絶對命令であり、何等の例外も變易も許さざる極めて峻嚴なるものである。道德批判の元理の如きも、單に意志の善惡にのみに依るのであつて、その結果の如何の如きは秋毫も顧慮する所は

ないのである。が實際上の場合に於ては、世の道德法律等に於けると同じく、同一罪過にあつても、故意と過失、又其行爲の性質によつて、輕重の差別を分たず、一樣に之處罰するのは頗る不穩當の嫌がないでもない。小乘戒律に於て此等諸種の狀件を顧慮するに至つたのも、亦全く此實際上の立場からである。で梵網に次ぎ起つた瑜伽戒にありては、梵網の精神は十分に之を尊重しながら、他方には又幾分小乘戒律をも參照し、多少之を寛和し、批判の標準を定めたのである。而してその戒律の條文に於ても梵網戒を整理削補し、後者の十重四十八輕となしたるに對し、前者は四重四十三輕と變じた。

大乘瑜伽戒にありては行爲に對する善惡批判の標準として菩薩は有違犯と無違犯と、是染と非染と、輕中上纏品とを應さに了知すべしといふ。所謂有違犯と無違犯とは、形式的には均しく戒律の條文に違犯したものであるが其中實に之を犯したものと實は之を犯さざるものととの差別を知らなければならぬことをいひ、是染と非染とは染心即ち煩惱心、惡意を以てなしたものと然らざるものととの差別をいひ、輕中上品纏との纏は即ち煩惱のことであり、煩惱に三種を分ち、之を上中下となしたのである。輕とは即ち下品である。中に就き上品纏とは最惡なるものであつて、煩惱の

最強烈にして、數、破戒非法を行じ、而も秋毫心に慚愧する所なく、懺悔を知らず、深く愛樂を生じ、犯罪を認めざるをいふ。中品纏とは同じく戒律を犯すこと一再ならず、又慚愧心をも生ぜぬが、前者の如く之に對し深く愛樂心を有せず、又自からその犯罪を認むるもの、此點所謂上品より幾分善に近いのである。第三の下品纏とは一度戒律を犯すも直ちに慚愧心を生じ、自から罪を覺し、懺悔をなすものをいふ。これは煩惱が最も微弱なるものである。

先づ第一に、形式的には戒を犯しながら、其中眞の犯戒と然らざるものとがあるといふのは、如何なる元理によつて之を分つか。瑜伽戒では苟くも其動機が利他慈悲心よりしてするものならば、形式的には如何なる重罪を犯すとも、總べて犯戒とはなさぬ、若し之に反し利己心よりして生じたものならば、如何に其結果が善であつても、是れは秋毫善業と稱するに足らずとするのである。此點に於ては彼梵網戒と全然同一であり、従つて小乘戒とは根本的に相異なるのである。瑜伽論には之に對し諸種の具體的の實例を舉げ之を説明して居るが、例之へば菩薩大乘の修行者盜賊の財を貪るが爲め多く人を殺し、爲めに未來地獄に墮すべきの業を造るを見、心に思惟し、我若し彼惡人の命を斷じ、自から地獄に墮せん、若し彼の命を斷せざれば、彼はその業

により地獄に墮し、大苦惱を受けざるべからず。寧ろ我自から地獄に墮するも、彼をして無間(地獄)の苦を受けしむるに忍びずと。彼斯く思惟し了り、憐愍の心を以て、彼の命を斷すとせば、形は故意の殺人罪を犯したものであるが、彼之によつて秋毫戒律に違犯する所なきのみならず、寧ろ多くの功德をも生ずべしとなす。又例之へば菩薩盜賊の他の財物若くは其他の物を奪ひ、己れが有となし、情を縦にし之を受用するを見、前と同様彼盜賊に對する憐愍心によつて、力の能くする所に隨ひ、彼に逼り、其盜む所の物品を奪取り、彼をして縦に之を受用せしむることなく、而して其奪還した所は、之を各其舊主に還附すとせば、彼は明らかに與へられざるを取つたのではあるが、菩薩戒に於て何等違犯する所なく、反つて多功德の業と斷るが如くである。其他皆之に準じて知ることが出来る。要するに動機の善惡が行爲の善惡を決する唯一の標準であつて、假令それが爲め形大罪を犯しても、秋毫犯戒とは認めぬのみならず、寧ろ多功德の善業であるとなす。此點が大小二乗の戒律に於て最も相異なる所である。小乗戒に於ても意志の有無、動機の善、惡は道德的批判に於ける一の有力なる要件ではあつたが、未だ大乘戒の如く太甚しきではなかつた。而して大乘戒にあつては、其結果の如何等は全然之を眼中に措かざるのである。

次に染非染とは、染汚心即ち不淨煩惱の心からして生じた行爲は、之を犯といひ、非染即ち不淨煩惱心から生じたものでなければ、假令ひ形は犯戒であつても之を犯とはいはぬのである。即ち前に述べた元理によれば、慈悲利他心より生じた行爲は、其方法結果の如何を問はず、悉く善であり、犯戒は一も存しないのである。而して今此染非染の元理によれば、形の上からは均しく犯戒であるが、其精神状態の如何によつて犯戒となることもあれば、又犯戒とならぬこともあるとすのである。例之へば寶三審に供養すべしといふ戒に對し、之を供養せざるべからざるを知つては居たが、懈怠して秋毫も供養せず、空しく同夜を過ぐすが如きは、之を染の違反といふ。が若し誤つて失念し、違反する如きは、之を非染違反といふ。前に所謂過失によつて犯せるものは皆此中に入る。而して更らに心狂亂のものは若くは已に淨意樂地に證入し、清淨意業を得たるものにあつては、之を無犯といふ。これは梵網戒中存せざる所であつて、瑜伽が獨り小乘戒の精神を參酌したものである。即ち非染違反は過失によつて起つた所であるから、小乘戒にあつても其罪一等を減じ、心狂亂者に對しては犯戒とは認めず、之を無罪となした、此點に於て此兩者相一致して居る、唯此戒には無犯の中に淨意樂地に住する聖者の一を加へたのみである。而して瑜伽戒に於て

も此三類の中染汚違反はその罪最も重く、染違反は之に次ぎ、無犯の罪とならざることはいふ迄もない。

更らに又第三の輕中上品纏に就いては次の如くいふ。菩薩輕中品纏を以て四種重戒を毀犯するも、菩薩は淨戒を捨てず、上品纏を以て犯さば即ち名づけて犯となす。此元理は重戒に關するもので小乘戒に於ける波羅夷の極刑を課せらるるものに就いていふのである。而して此戒によれば、均しく重戒を犯したものである。眞に犯戒として派門せらるべきは、唯上品纏即ち破戒無慚にして自から罪を覺えず懺悔せざる如き、最も頑迷無知のものにのみ限るので、中下品纏に屬し、幾分善の種子を有し、濟度せらるべき望あるものは、之を犯すといへども決して之によつて戒を捨し之を失した(即ち僧團から擯出せらるべき)ものとはなさぬ。然らば中下品纏のものが戒を犯した場合如何にするかといへば、其罪を懺悔し、更らに之を受くるのである。此點は小乘戒と大に其趣の異なる所である。小乘戒にあつては前にも述べた如く、一度重戒を犯せば直ちに破門の極刑を課せられ、沙門僧侶として僧團に於ける共同生活をなすを得ざるのであるが、此にありては懺悔滅罪するを得となす。要するに是れは煩惱の強劣によつて捨戒と非捨戒との差別を立てたものである。但三種の纏の

ものにあつては、其行爲の罪惡たることは同じであり、唯派門の極刑を科するに當り、幾分小乘に比し寛大となつて居るだけである。

之を要するに瑜伽戒にありては、梵網の如く動機の如何を以て行爲に對する道德批判の絶對標準とはしないが、しかし其犯戒の時に於ける心理状態が最も主要なる標準となるべきものであつて、其結果方法等の外的事情は一切之を度外視し、秋毫も顧慮せられざるのである。此點は大乗戒に共通する所であり、小乗戒と大に趣の異なる所である。(瑜伽戒に就いては瑜伽師地論卷四十一、同本別出菩薩戒經、又菩薩地持經卷五、同本別出菩薩戒品等參照。)即ち佛教思想が小乘より大乘に至つて大に變化發展したと同時に、戒律に於ても甚だしく相違し、隨つて行爲に對する道德批判の標準も次第に進化圓熟し來つたことを知るべきである。小乗戒に於ては尙ほ頗る俗的世間的の元素を包含して居たが、大乘戒に至つては次第に醇化し、俗的元素は擺脫せられ、宗教的意義が益々濃厚となつたものと見るべきであらう。(完)